

平成26年2月議会

議案説明資料

議案第1号

平成25年度福岡市一般会計補正予算案（第4号）・・・1頁

こども未来局

1. 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
18 ~ 19	3款 こども育成費 1項 こども育成費					
	2目 こども育成支援費	82,660,496	△ 453,144	82,207,352	△ 790,418	319,000
	その他の科目 (本補正外)	6,691,280	-	6,691,280	-	-
	計	89,351,776	△ 453,144	88,898,632	△ 790,418	319,000

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一 般 財 源	
そ の 他	計		
千 円	千 円	千 円	
-	△ 471,418	18,274	1. 保育所費の減額 整備費助成 △ 453,144 千円 関連歳入 (16) 国庫支出金 △ 363,048 千円 こども育成施設整備費補助金 (17) 県支出金 △ 427,370 千円 こども育成支援費補助金 (23) 市債 319,000 千円 児童福祉施設整備債
-	-	-	
-	△ 471,418	18,274	

2. 繰越明許費補正

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事業名
168 ~ 169	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	保育所整備費助成事業
	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	施設福祉対策費

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
千円 4,819,004	千円 1,768,865	千円 3,201,234	工期の都合により、年度内に完了しないため。
2,875,225	—	19,864	工期の都合により、年度内に完了しないため。

中央保育園移転事業に係る追加補助について

1 背景

- 中央保育園移転事業については、保護者等の安全・安心の面の不安に対して、課題を整理し、市としての対応を具体的に提示するため、市が運営法人である社会福祉法人福岡市保育協会（以下、「運営法人」という。）に要請し、着工が延期された。
- その後、運営法人において、工事に着工されるとともに、平成 26 年 4 月 1 日の全面開園を目指して工事が進められたが、着工延期の影響が大きく、新園舎については部分開園とすることとなった。
- また、着工延期に伴い、工期短縮のための工事内容の変更等や仮使用等の費用が新たに生じ、運営法人において追加費用の負担が発生している。

2 工事の概要

(1) 事業主体

社会福祉法人福岡市保育協会

(2) 新園舎における定員

中央保育園（昼間部）	中央保育園（夜間部）	第 2 中央保育園
120 人	45 人	135 人

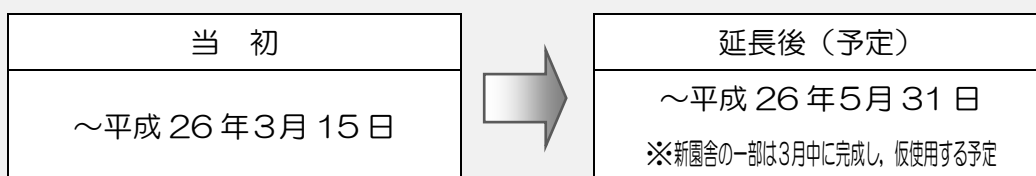
(3) 当初計画

工事期間	平成 25 年 5 月 27 日～平成 26 年 3 月 15 日
新園舎の開園	平成 26 年 4 月 1 日

(4) 着工延期

着工を当初の予定日（6 月 17 日）から 7 月 20 日まで延期

(5) 工事期間の延長



(6) 4 月 1 日時点の開園

新園舎の完成部分と現園舎を使用することにより、平成 26 年 4 月 1 日時点で、定員 300 人を確保する。

3 追加費用及び補正予算額について

(1) 追加費用額

単位：千円

現契約額		519,540
追加費用		47,574
┌		
	・ 工期短縮のための工事内容の変更等に伴う増	10,033
	・ 工期短縮のための現場作業員等の増	6,813
内	・ 着工延期に伴う現場事務所等の解約料，再発注に伴う	9,870
訳	契約金額増	
	・ 仮使用実施に伴う費用の増	7,541
	・ 現場管理費等の増	13,317

(2) 補正予算額

- 運営法人に対して要請した着工延期に伴い発生した費用を補助対象とする。
- 保育所建設費等補助金による補助を行うこととし，補助割合は，同補助金の事業者負担分の考え方を踏まえ，3/4とする。
- 補正予算額：35,681千円（47,574千円×3/4）

保育所建設費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和39年11月16日福岡市条例第112号。以下「条例」という。）及び社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和39年11月16日福岡市規則第107号。以下「規則」という。）の規定により本市が行う社会福祉法人（以下「法人」という。ただし、社会福祉法人を設立しようとする者を含む。）に対する助成のうち、保育所建設費等にかかる補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助申請者)

第2条 この要綱に基づき、補助金の交付申請をする者は、市内に保育所を設置しているか、又は設置しようとしている法人とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「交付金」という。）及び国庫補助金を受けて行う保育所の創設、増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕及びその他保育所の施設又は設備の整備。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の保育所整備計画に基づいて行う保育所の創設等施設の整備及び既存施設内の定員増に伴う設備の整備。

(補助の制限)

第4条 社会福祉法人は、一時に2ヵ所以上の保育所について補助金の交付申請をすることができない。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の額)

第6条 この要綱に基づく補助対象事業の補助金の額は、交付金又は国庫補助金の算定方法によって算定した額とその額を2分の1した額（以下「市負担額」という。）とを合算した額を補助金の上限とし、予算の範囲内で市長が定める。ただし、国、県、又は他の団体の補助金が直接事業者に交付されるものについては、上記により算出した補助金額から国、県、又は他の団体の補助金額を控除する。

2 前項の規定にかかわらず、国から教育施設等騒音防止対策事業費補助金（以下「国土交通省補助金」という。）が交付される場合の建設費等に係る補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 創設・増築

交付金又は国庫補助金の算定方法によって算定した額と市負担額とを合算した額に

1.¹²⁵ を乗じた額と、当該事業の総事業費の額から国土交通省補助金の額を控除した額とを比較して、少ない方の額の4分の3を限度として予算の範囲内で定める。

(2) 改築

市長が定める当該事業に要する経費の額から国土交通省補助金の額を控除した額の4分の3を限度として予算の範囲内で定める。

3 第1項及び第2項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 第2項に掲げる市長が定める当該事業に要する経費の額については、別表に定める。

(決定)

第7条 補助金の交付決定（停止条件付き決定を含み、増改築等の場合を除く。）は福岡市社会福祉施設整備費等補助対象施設選定委員会（以下「委員会」という。）において選考されたものについて社会福祉法人の助成に関する条例第3条の規定により、市長が行うものとする。

る。

2 委員会の組織及び運営について必要な事項は別に定める。

(建設位置の指定)

第8条 保育所建設地については、市長において位置を指定することができる。

(承認事項)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者が次の事項を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 建物の規模・構造を変更しようとするとき。

(2) 工期を変更しようとするとき。

(3) その他事業計画の基本的事項を変更しようとするとき。

(工事着工及び完了届)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた者が工事に着手した場合、及び完了した場合は、すみやかに工事着工届及び工事完了届を市長に提出しなければならない。

(検査)

第11条 市長は前条の規定により完了届を受理した場合は、事業計画に基づき実地検査及び諸帳簿の審査を実施するものとする。

(交付)

第12条 補助金は、前条の規定による検査又は審査の結果、当該工事等が事業計画に適合すると認められる場合でなければ交付することができない。ただし、補助目的を達成する必要があると認められる場合には、分割してその一部を完了前に交付することができる。

2 補助金は、補助金の交付決定通知を受けた者の適切な請求があった日から、30日以内に支払うものとする。

(補助金の使途)

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金を事業計画に定められた事業の目的以外に使用してはならない。

(補助決定の取消等)

第14条 補助金の交付決定通知を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の交付の決定を取消し、既に補助金を交付した者には、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成申請の際に虚偽又は、不正な行為があった場合。
- (2) 補助条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付後、5年以内に正当な理由なく事業を変更し、又は閉鎖した場合。

附 則

- この要綱は、昭和39年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。(改正)
- この要綱は、昭和49年1月5日から施行する。(改正)
- この要綱は、昭和49年6月1日から施行する。(改正)
- この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。(改正)
- この要綱は、昭和51年12月1日から施行する。(改正)
- この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。(改正)
- この要綱は、平成7年4月1日から施行する。(改正)
- この要綱は、平成9年9月30日から施行する。(改正)
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(改正)
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(改正)

別表

項 目	算 出 方 法
市長が定める 当該事業に要 する経費	$\begin{array}{l} \text{総事} \\ \times \\ \text{業費} \end{array} \times \frac{\text{市補助面積 (国補助基準面積} \times \text{定員} \times 1.125)}{\text{建 築 面 積}}$

保育所建設費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和39年福岡市条例第112号）及び社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和39年福岡市規則第107号）の定めるところにより本市が行う社会福祉法人（社会福祉法人を設立しようとする者を含む。以下「法人」という。）に対する助成のうち、保育所の新設、修理、改造又は整備（以下「新設等」という。）に係る本市の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 補助金の交付を申請することができる法人は、本市内に現に保育所を設置し、又は設置しようとするもの（福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するもの（以下「暴力団との関係を有するもの」という。）を除く。）とする。

2 法人は、補助金の交付を申請する場合は、自らが暴力団との関係を有するものでないことを明らかにするため、市長に対し、役員フリガナを付した氏名、住所、生年月日、性別その他必要な個人情報を提出しなければならない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡県子育て応援基金を取り崩して県から支出される補助金の交付の対象となる保育所の新設等
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の保育所整備計画に基づき行う保育所の新設等であつて、市長が特に必要と認めるもの

(決定)

第4条 補助金の交付の決定は、補助金の交付を申請した法人から提出を受けた事業計画（以下「事業計画」という。）を審査の上、福岡市社会福祉施設整備費等補助対象施設選定委員会（以下「委員会」という。）において選定されたものの中から市長が行う。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の決定を行うに当たって、保育所を新設する位置の指定その他必要な条件を付すことができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号に掲げる対象事業 安心こども基金管理運営要領(平成21年3月5日付け20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙)第5で定める算定方法により算定された助成額(当該額が予算の額を超える場合は、予算の額)の範囲内で市長が定める額
- (2) 第3条第2号に掲げる対象事業 対象事業の総事業費の額(当該額が予算の額を超える場合は、予算の額)の範囲内で市長が定める額

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、同号に規定する助成額を超えて、補助金の額を決定することができる。ただし、予算の額を超えて決定することはできない。

(変更承認)

第6条 第4条第1項の決定を受けた法人(以下「事業者」という。)が次に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画で定める新設等の規模又は構造
- (2) 事業計画で定める新設等の工期
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業計画で定める基本的な事項であって市長が必要と認めるもの

(届出)

第7条 事業者は、新設等に着工した場合にあっては工事着工届を、新設等が完了した場合にあっては工事完了届を、速やかに市長に提出しなければならない。

(検査)

第8条 市長は、前条の規定により提出された工事完了届を受理した場合は、実地検査及び諸帳簿の審査を行うものとする。

(交付)

第9条 補助金は、前条の実地検査及び審査の結果、市長が事業計画に適合すると認める場合でなければ、交付することができない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助目的を達成するために必要があると認める場合は、第5条の規定により決定した補助金の額の一部を、前条の実地検査及び審査の完了前に交付することができる。

3 補助金は、事業者から適法な請求があった日から30日以内に支払うものとする。
(補助金の使途)

第10条 事業者は、交付を受けた補助金を事業計画に定める保育所の新設等の目的以外に使用してはならない。

(補助決定の取消し等)

第11条 事業者が次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第2条第1項の規定による申請の際に虚偽又は不正な行為があった場合
- (2) 第4条第3項の規定により付した条件に違反した場合
- (3) 前条の規定による補助金の使途の制限に違反した場合
- (4) 補助金の交付後、正当な理由なく補助金の交付に係る保育所について事業を変更し、又は当該保育所を閉鎖した場合
- (5) 暴力団との関係を有するものである場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、社会福祉法人の助成に関する条例、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則及びこの要綱の規定に違反した場合

附 則

この要綱は、昭和39年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。(改正)

この要綱は、昭和49年1月5日から施行する。(改正)

この要綱は、昭和49年6月1日から施行する。(改正)

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。(改正)

この要綱は、昭和51年12月1日から施行する。(改正)

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。(改正)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。(改正)

この要綱は、平成9年9月30日から施行する。(改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。（改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の保育所建設費等補助金交付要綱の規定は、平成26年1月1日以降に改正後の保育所建設費等補助金交付要綱第2条第1項の規定による申請を行った法人に対する補助金の交付について適用し、同日前に改正前の保育所建設費等補助金交付要綱第2条の申請をした法人に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 平成26年1月1日前に改正前の保育所建設費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により決定を受けた者については、市長が特に必要と認める場合には、補助対象事業の総事業費の範囲内で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき、既に交付した補助金に加えて、補助することができる。ただし、予算の範囲を超えて補助することはできない。